家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令案及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案に対する主な御意見及びそれに対する考え方について

	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令案（以下「改正令案」という。）の附則第四条において関税法施行令を改正しているが、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和８年法律第 20 号。以下「改正法」という。）による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第三十九条第一項において「指定禁止物等」は「『指定禁止物又は』指定検疫物」と定義されており、改正法による家畜伝染病予防法第三十七条第一項の改正前後で「指定検疫物」の定義に変更もないところ、（農林水産大臣の指定によって改正前後で差分が無いということはあり得るが法令上明らかにされているものではないため、）法律上は従来の「指定検疫物」に「指定禁止物」を『加えた』概念であると言わざるを得ず、いわゆる条項ズレのような機械的なハネ改正ではなく、保税地域外に置くことができる貨物として「指定禁止物を加える」という政策判断に基づく改正であり、かつ、改正令案による家畜伝染病予防法施行令の改正に伴う改正ではないため、附則による改正ではなく本則による改正をすべきではないか。また、上記のように政策判断に基づく改正であるところ、関税法第三十条第一項第三号を委任根拠として制定文において摘示すべきではないか。なお、条項ズレのような機械的なハネ改正とは到底整理しがたいものであるが、百歩譲ってその整理に立ったとしても、その場合には制定文において「改正法の施行に伴い、」と示す必要があるところ、いずれにしても制定文の修正が必要ではないか。	関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）における整理を踏まえ、御指摘いただいた点についても修正しています。
2	改正令案第二条において「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令」を「指定政令」と略称を置くこととしているが、「・・・として指定する『等』の政令」であることから「指定『等』政令」として略称を置くのが適切ではないか。例えば、「・・・関係政令の整備等に関する政令」や「・・・関係政令の整備及び経過措置に関する政令」について略称を置く場合には「整備『等』政令」としているところ、用例を踏まえて修正すべきではないか。	「・・・○○等の政令」、「・・・関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」といった名称の政令について、他の法令で「○○政令」、「整備政令」と略称を置いている例があります。 また、本政令において当該略称を置くのは御指摘の箇所のみであり、他の政令と混同するおそれもないと考えます。 したがって、「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令」については、「指定政令」の略称を置くこととしています。

3	家畜伝染病予防施行規則の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。）の大臣名のインデントが１字低いのではないか。（下を２字空きとするのが通例。）	農林水産省では、大臣名について、通常インデント１字空けとして案を作成しています。 なお、官報掲載時には必要に応じて体裁の調整等があります。
4	改正省令案による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）附則第二条柱書、第四条柱書及び第八条柱書において「次『の各号に』掲げる」と規定しているが、単に「次に掲げる事項」とするのが適切ではないか。新規則附則第五条柱書、第六条柱書及び第七条柱書きでも単に「次に掲げる」としており改正規定中の平仄の観点からも修正すべきではないか。 ※Wikimedia からの引用となるが、内閣法制局が作成していると思料される「法令審査事務提要（改定）」の六十一頁の（四）において、「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいいあらわす場合『に限り』と示されており、そのように決定がされている。 （https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/5/5d/%E6%B3%95%E4%BB%A4%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%8F%90%E8%A6%81%EF%BC%88%E6%94%B9%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf）	いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。
5	新規則附則第十条について、新規則附則第四条、第七条及び第八条との平仄から事項については各号列記で規定すべきではないか。また、「住所」について、新規則附則第四条及び第八条では「申請者の・・・住所」と規定しているところ、誰の住所かわかるように同様に修飾する語を規定すべきではないか。修正イメージは以下のとおり。 第十条　法附則第七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法附則第六条第一項の登録を受けている者の住所 二　登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつている衛生管理区域 三　その他登録に関し必要な事項	いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。 なお、「住所」については、改正法による改正後の法附則第７条において、「・・・当該登録に係る氏名その他農林水産省令で定める事項・・・」と規定しており、「氏名」と同様に「住所」が「法附則第六条第一項の登録を受けている者の住所」であることが明らかであるため、「住所」のみとしています。

6	反対します。輸入物が必要な人に不利益になる可能性があるため。	本政令案及び省令案は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和８年法律第 20 号）により牛のランピースキン病を家畜伝染病に追加したこと及び獣医師法の特例として飼養衛生管理者による動物用生物学的製剤の使用を当分の間可能とする措置等を講ずることに伴う改正を行うものであり、輸入に対して何ら不利益を与えるものではありません。御意見として承ります。